

事 務 連 絡  
令和3年 6月10日

(一社) 秋田県建設業協会会長 様

秋田県建設部営繕課長

入札時における見積内訳明細書について

本県の建築行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、秋田県における営繕工事の入札時における見積内訳明細書については、工事の発注において閲覧する、設計図書等として提示する内訳書に則して構成したものに金額を記載することとなっております。

見積内訳明細書の様式は自由ですが、記載内容は、少なくとも種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び建設工事の件名を記載すること。）でなければなりません。

なお、上記の記載内容がない場合は入札失格となる場合がありますので、ご注意ください。

つきましては、貴会の会員に対して周知くださるよう、御協力をお願いいたします。

担当：秋田県 建設部 営繕課  
調整・建築班 小林  
電話 018-860-2582